

公害関係法令事務マニュアル

公害防止管理者制度に関する届出の手引き

(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)

宮城県
(令和7年4月)

はじめに

この手引きは、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号。以下、「法」といいます。）に基づき、仙台市以外の宮城県内に設置された特定工場において、公害防止管理者等の選任及びその届出をしようとする事業者の方を対象としています。

仙台市内の特定工場で同様の届出を行う場合は、仙台市環境局環境部環境対策課（電話：022-214-8221）へ御相談ください。

目次

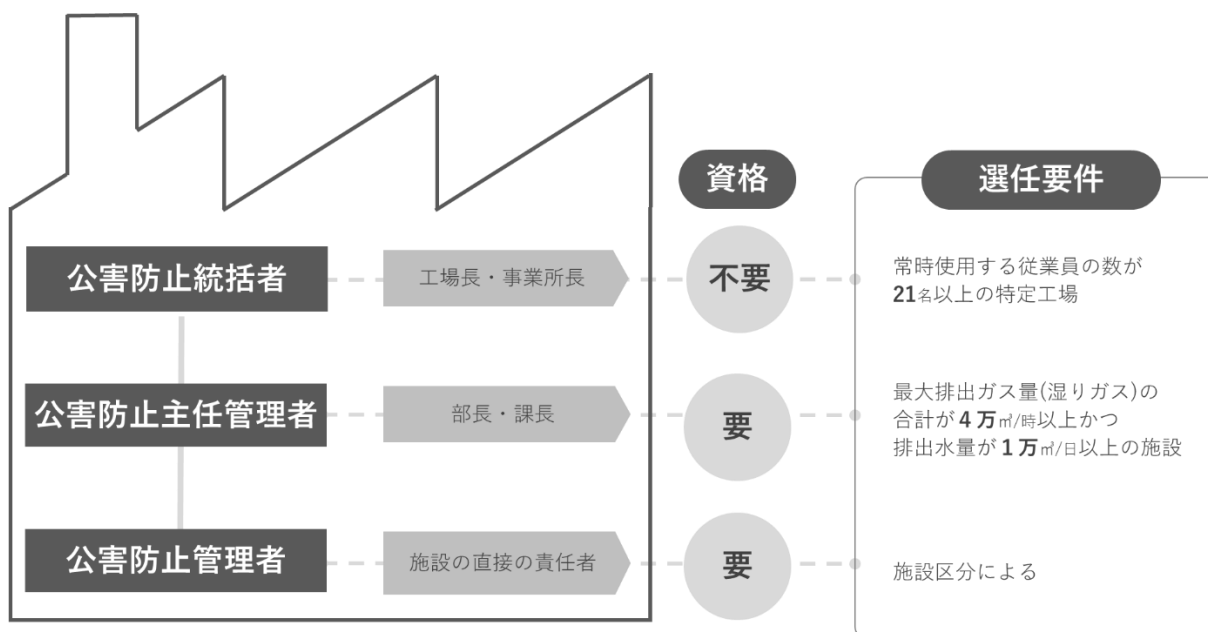
1	制度の概要	1
2	公害防止管理者の選任要件等	2
	（1）選任要件	2
	（2）公害防止管理者等の資格取得方法	3
3	届出手続き	4
	（1）届出様式及び期限等	4
	（2）提出先	4
	（3）提出部数（規則第12条）	5
	（4）その他	5
付録	公害防止管理者として選任できる有資格者	6
	別表1：ばい煙発生施設及び選任できる有資格者	6
	別表2：汚水等発生施設及び選任できる有資格者	7
	別表3：騒音発生施設及び選任できる有資格者	11
	別表4：振動発生施設及び選任できる有資格者	11
	別表5：特定粉じん発生施設及び選任できる有資格者	11
	別表6：一般粉じん発生施設及び選任できる有資格者	11
	別表7：ダイオキシン類発生施設及び選任できる有資格者	12

1 制度の概要

公害防止管理者制度とは、法に定める特定工場に対し、公害防止統括者、公害防止主任管理者及び公害防止管理者（以下、「公害防止管理者等」といいます。）の選任による公害防止組織の整備並びに都道府県等への届出を義務付けることで、産業公害を防止することを目的とした制度です。

届出が義務付けられている特定工場とは、以下2つの要件を満たす工場です。

- (1) 対象業種：次のいずれかに属する業種であること
- 製造業（物品の加工業を含む）
 - 電気供給業
 - ガス供給業
 - 熱供給業
- (2) 対象施設：上記の対象業種に該当する工場であって、各種法令に基づく施設が設置された工場であること。
- ばい煙発生施設
 - 汚水等排出施設
 - 騒音発生施設
 - 特定粉じん発生施設
 - 一般粉じん発生施設
 - 振動発生施設
 - ダイオキシン類発生施設



▲ 特定工場における公害防止組織体制のイメージ図

2 公害防止管理者の選任要件等

(1) 選任要件

大気関係第1種～4種、水質関係第1種～4種、一般粉じん、特定粉じん、騒音、振動及びダイオキシン類について資格の種類が決まっています。

なお、ばい煙発生施設及び汚水等排出施設については、施設の区分ごとに選任が必要です。詳細は別表1及び別表2を参照してください。

発生施設種類	施設の規模・名称		公害防止 管理者の種類	選任できる資格者の種類
一定規模以上の 特定工場	最大排出ガス量(湿りガス)の合計が4万m ³ /時以上かつ 排水量が1万m ³ /日以上以上の施設			次のいずれかを満たす者 ・ 公害防止主任管理者有資格者 ・ 大気関係第1種又は第3種有資格者でかつ水質関係第1種又は第3種有資格者
ばい煙 発生施設 (別表1参照)	有害物質発生施設※1	排出ガス量※3が 4万N m ³ /時以上	大気関係 第1種	大気関係第1種有資格者
		排出ガス量が 4万N m ³ /時未満	大気関係 第2種	大気関係第1種有資格者 大気関係第2種有資格者
	上記以外の ばい煙発生施設※2	排出ガス量が 4万N m ³ /時以上	大気関係 第3種	大気関係第1種有資格者 大気関係第3種有資格者
		排出ガス量が 1万N m ³ /時以上 4万N m ³ /時未満	大気関係 第4種	大気関係第1種から第4種有資格者
汚水等 排出施設 (別表2参照)	水質汚濁防止法の 有害物質に係る 汚水等排出施設	排水量が 1万m ³ /日以上	水質関係 第1種	水質関係第1種有資格者
		排水量1万m ³ /日 未満又は特定地下 浸透水を浸透させて いる施設	水質関係 第2種	水質関係第1種有資格者 水質関係第2種有資格者
	上記以外の施設	排水量が 1万m ³ /日以上	水質関係 第3種	水質関係第1種有資格者 水質関係第3種有資格者
		排水量が 1,000 m ³ /日以上 1万m ³ /日未満	水質関係 第4種	水質関係第1種から第4種有資格者
騒音 発生施設 (別表3参照)	機械プレス	呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上	騒音又は騒音 振動関係	騒音・振動関係有資格者 騒音関係有資格者(平成17年度までの資格)
	鍛造機	落下部分の重量が 1 トン以上のハンマー		
振動 発生施設 (別表4参照)	液圧プレス	矯正プレスは除くものとし、呼び加圧能力が 2,941 キロニュートン以上	騒音又は騒音 振動関係	騒音・振動関係有資格者 振動関係有資格者(平成17年度までの資格)
	機械プレス	呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上		
	鍛造機	落下部分の重量が 1トン以上のハンマー		

※1 有害物質発生施設は大気汚染防止法施行令別表第1の9の項に掲げるばい煙発生施設(硫化カドミウム・炭酸カドミウム・ぼたる石・珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに 限る)又は 14～26項に掲げる施設です。

※2 ばい煙発生施設は、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる施設で、13の項の廃棄物焼却炉を除く施設です。

※3 排出ガス量は個々のばい煙発生施設の最大排出ガス量(湿り)の合計です。

発生施設種類	施設の規模・名称	公害防止管理者の種類	選任できる資格者の種類
特定粉じん発生施設 (別表 5 参照)	すべての施設	特定粉じん関係	大気関係第 1 種から第 4 種有資格者 又は特定粉じん関係資格者
一般粉じん発生施設 (別表 6 参照)	すべての施設	一般粉じん関係	大気関係第 1 種から第 4 種有資格者 又は特定粉じん関係資格者若しくは 一般粉じん関係有資格者
ダイオキシン類発生施設 (別表 7 参照)	法施行令別表第 1 の第 1 号から第 4 号、同別表第 2 の 第 1 号から第 14 号 に掲げる施設	ダイオキシン類 関係	ダイオキシン類関係有資格者

(2) 公害防止管理者等の資格取得方法

資格の取得方法は、指定試験機関が実施する国家試験を受験する方法又は登録講習機関が実施する資格認定講習を受講して資格を取得する方法があります。詳細は、一般社団法人産業環境管理協会ホームページ (<https://www.jemai.or.jp/>) で確認してください。

	頻度	受験資格
国家試験	年 1 回	なし
資格認定講習	一般社団法人産業環境管理協会ホームページ参照	あり

3 届出手続き

(1) 届出様式及び期限等

以下表に従い、該当する手続きを行います。予め次の点に注意してください。

- 工場長など法人の代表者以外の方が届出者となる場合は、委任状が必要です。
- 公害防止主任管理者及び公害防止管理者は、原則として2以上の工場で兼務できません。ただし、公害防止管理者については、一定の基準を満たす場合は2以上の工場を兼務することが可能です。詳細については、管轄の保健所に御相談ください。(法施行規則第5条第2号及び平成17年3月7日財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号参照)。
- 人事異動等により現任者を解任し、新任者を選任する手続きを行う場合は、工場ごとに1枚の届出書で提出してください。

届出の種類		届出書	選任期限	届出期限
選任	公害防止統括者及び代理者	規則様式第一 (添付書類不要)	選任すべき事由が発生した日から30日以内	選任した日から30日以内
	公害防止主任管理者及び代理者	規則様式第三 資格証明書	選任すべき事由が発生した日から60日以内	同上
	公害防止管理者及び代理者	規則様式第二 資格証明書	選任すべき事由が発生した日から60日以内	同上
死亡・解任	公害防止統括者及び代理者	規則様式第一 (添付書類不要)		解任した日から30日以内
	公害防止主任管理者及び代理者	規則様式第三 (添付書類不要)		同上
	公害防止管理者及び代理者	規則様式第二 (添付書類不要)		同上
承継	規則様式第三の二 添付書類 【法人の場合】 ・登記事項証明書 【個人の場合】 ・相続同意証明(規則様式第三の三) 又は相続証明書(規則様式第三の四) ・戸籍謄本			相続又は合併があったから遅滞なく

(2) 提出先

工場に設置している施設が、騒音発生施設・振動発生施設のみ場合は、市町村に届出してください。また、大気汚染防止法施行令別表の発生施設(ばい煙、特定粉じん及び一般粉じんの各発生施設。以下、「大気施設」といいます。)、水質汚染防止法別表の汚水等発生施設及びダイオキシン類特別措置法施行令別表の発生施設(以下、「ダイオキシン類施設」といいます。)並びに騒音発生施設・振動発生施設と併せて大気施設・汚水等発生施設・ダイオキシン類施設を設置している場合は、宮城県(管轄保健所)へ届出してください。

	発生施設の種類の種類	届出先
①	騒音発生施設・振動発生施設のみ※	市町村
②	大気施設・汚水等発生施設・ダイオキシン類施設	宮城県(次ページ参照)
③	上記①及び②の両方が併設された施設	宮城県(次ページ参照)

※施設が騒音規制法又は振動規制法で規定される規制地域内にある場合のみ、届出が必要となります。

宮城県（管轄保健所）の届出先一覧

提出先	郵便番号	住所	電話番号	所管区域
仙南保健所 環境廃棄物班	989-1243	大河原町字南 129-1 (大河原合同庁舎内)	0224-53-3118	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、 大河原町、村田町、柴田町、川崎町、 丸森町
塩釜保健所 環境廃棄物班	985-0003	塩釜市北浜四丁目 8-15	022-363-5506	塩釜市、多賀城市、富谷市、松島町、 七ヶ浜町、利府町、大和町、 大郷町、大衡村
塩釜保健所 岩沼支所 環境廃棄物班	989-2432	岩沼市中央三丁目 1-18	0223-22-6295	名取市、岩沼市、亶理町、山元町
大崎保健所 環境廃棄物班	989-6117	大崎市古川旭四丁目 1-1 (大崎合同庁舎内)	0229-87-8002	栗原市、大崎市、色麻町、加美町、 涌谷町、美里町
石巻保健所 環境廃棄物班	986-0850	石巻市あゆみ野五丁目 7 (石巻合同庁舎内)	0225-95-1418	石巻市、登米市、東松島市、女川町
気仙沼保健所 環境廃棄物班	988-0066	気仙沼市東新城三丁目 3-3	0226-22-5127	気仙沼市、南三陸町
(参考) 仙台市環境部 環境対策課	980-0811	仙台市青葉区二日町 6 番 12 号 MS ビル二日町	022-214-8221	仙台市

(3) 提出部数（規則第 12 条）

提出部数は正本 1 部、写し 1 部です。届出書の写しは、事業所において保管してください。

(4) その他

届出書の様式は、宮城県のホームページからダウンロードして使用してください。

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/to-kanrishu.html>)

仙台市長あての届出書については仙台市にお問い合わせください。

電子メール等による届出も可能な場合があります。詳細は事前に管轄の保健所又は市町村に御相談ください。

付録：公害防止管理者として選任できる有資格者

別表 1：ばい煙発生施設及び選任できる有資格者

ばい煙発生施設（大気汚染防止法施行令別表 1）		排出ガス量と選任できる有資格者		
番号	施設の種類	4 万 m ³ /h 以上	4 万～1 万 m ³ /h	1 万 m ³ /h 未満
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	大気 1 種 3 種	大気 1～4 種	法適用外
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉			
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉（14 の項に掲げるものを除く。）			
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14 の項に掲げるものを除く。）			
5	金属の精錬又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに 14 の項及び 24 の項から 26 の項までに掲げるものを除く。）			
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉			
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉			
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔			
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	大気 1 種	大気 1 種又は 2 種	
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉 硫化カドミウム、炭酸カドミウム、蛍石、珪弗化ナトリウム、酸化鉛を原料とするガラス又はガラス製品製造用			
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンプラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26 の項に掲げるものを除く。）	大気 1 種 3 種	大気 1～4 種	法適用外
11	乾燥炉（14 の項及び 23 の項に掲げるものを除く。）			
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉			
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	大気 1 種	大気 1 種又は 2 種	
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設			
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設			
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽			
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉			
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前三項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）			
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉			
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉			
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く。）			
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉			
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉			
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉			
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設			
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設			
28	コークス炉			
29	ガスタービン			
30	ディーゼル機関			
31	ガス機関			
32	ガソリン機関			

別表 2 : 汚水等発生施設及び選任できる有資格者

特定施設（水質汚濁防止法施行令別表 1）		総排水量及び選任できる有資格者		
番号	施設の種類の	1 万 m ³ /日 以上	1 万～1 千 m ³ /日	1 千 m ³ /日 未満
2	畜産食料品製造業	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
3	水産食料品製造業			
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業			
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース 又は食酢の製造業			
6	小麦粉製造業			
7	砂糖製造業			
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業			
9	米菓製造業又はこうじ製造業			
10	飲料製造業			
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業			
12	動植物油脂製造業			
13	イースト製造業			
14	でん粉又は化工でん粉の製造業			
15	ぶどう糖又は水あめの製造業			
16	めん類製造業			
17	豆腐又は煮豆の製造業			
18	インスタントコーヒー製造業			
18-2	冷凍調理食品製造業			
18-3	たばこ製造業			
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業 トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色 又は薬液浸透の用に供するもの。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
20	洗毛業	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
21	化学繊維製造業			
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業			
21-3	合板製造業			
21-4	パーティクルボード製造業			
22	木材薬品処理業 六価クロム化合物又は砒ひ素化合物を使用する木材の薬品処理 の用に供するもの。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業 トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動 式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗 浄の用に供するもの。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
24	化学肥料製造業	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
24	ふつ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはそ の化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物 若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用 に供するもの。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
26	無機顔料製造業	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
26	カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水 銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供する もの。	水質 1 種	水質 1, 2 種	

特定施設（水質汚濁防止法施行令別表 1）		総排水量及び選任できる有資格者		
番号	施設の種類	1 万 m ³ /日 以上	1 万～1 千 m ³ /日	1 千 m ³ /日 未満
27	26 以外の無機化学工業製造業	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
	有害物質又はこれらを含む物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄燐りんの製造の用に供するもの。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
	塩化ビニルモノマーの製造の用に供するもの。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
29	コーラタール製品製造業			
30	発酵工業（5・10・13 を除く）	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
31	メタン誘導品製造業			
	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するもの	水質 1 種	水質 1, 2 種	
32	有機顔料又は合成染料の製造業	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
	トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料若しくは合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するもの。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
33	合成樹脂製造業	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
	塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふつ素樹脂の製造の用に供するもの、一・四―ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレータの製造の用に供するもの。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
34	合成ゴム製造業	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
	テトラクロロエチレンを含む物質若しくは二クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するもの。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
35	有機ゴム薬品製造業	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
	二クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するもの。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
36	合成洗剤製造業			
37	31～36 以外の石油化学工業 （石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、51 を除く。）	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸（カドミウム化合物を触媒として使用して製造するもの）、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料（硝酸化合物を原料として使用して製造するもの）、高級アルコール（1 分子を構成する炭素の原子の数が 6 個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するもの）、キシレン（ほう素化合物を触媒として使用し、又はふつ素化合物を溶剤として使用して製造するもの）、アルキルベンゼン（ふつ素化合物を触媒として使用して製造するもの）若しくはエチレンオキシドの製造の用に供するもの又はエチレンオキシドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するもの。	水質 1 種	水質 1, 2 種	

特定施設（水質汚濁防止法施行令別表 1）		総排水量及び選任できる有資格者			
番号	施設の種類の	1 万 m ³ /日 以上	1 万～1 千 m ³ /日	1 千 m ³ /日 未満	
38	石けん製造業	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外	
38-2	界面活性剤製造業	水質 1 種	水質 1, 2 種		
39	硬化油製造業	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外	
40	脂肪酸製造業				
41	香料製造業				
41	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するもの。	水質 1 種	水質 1, 2 種		
42	ゼラチン又はにかわの製造業	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外	
43	写真感光材料製造業	水質 1 種	水質 1, 2 種		
44	天然樹脂製品製造業	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外	
45	木材化学工業				
46	28 から 45 以外の有機化学工業製造業				
46	有害物質若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは一・四―ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するもの。	水質 1 種	水質 1, 2 種		
47	医薬品製造業	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外	
	水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒ひ素若しくはその化合物若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは一・四―ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するもの。	水質 1 種	水質 1, 2 種		
48	火薬製造業	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外	
	ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するもの。	水質 1 種	水質 1, 2 種		
49	農薬製造業	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外	
50	令第 2 条各号物質含有試薬の製造業				
50	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は一・四―ジオキサンの試薬の製造の用に供するもの。	水質 1 種	水質 1, 2 種		
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む）	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外	
	トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するもの。	水質 1 種	水質 1, 2 種		
51-2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外	
51-3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業				
52	皮革製造業				
53	ガラス又はガラス製品の製造業	水質 1 種	水質 1, 2 種		
	硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふつ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふつ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するもの。				
54	セメント製品製造業	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外	
55	生コンクリート製造業				

特定施設（水質汚濁防止法施行令別表 1）		総排水量及び選任できる有資格者		
番号	施設の種類	1 万 m ³ /日 以上	1 万～1 千 m ³ /日	1 千 m ³ /日 未満
56	有機質砂かべ材製造業	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
57	人造黒鉛電極製造業			
58	窯業原料（うわ薬原料を含む）の精製業	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
	ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するもの。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
59	砕石業	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
61	鉄鋼業	水質 1 種	水質 1, 2 種	
	コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するもの。			
62	非鉄金属製造業	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
	銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふつ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するもの。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
	液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するもの。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設			
64	ガス供給業又はコークス製造業	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
	コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するもの。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
	クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するもの。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
66	電気めっき施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
	カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふつ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めっきの用に供するもの。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
66-2	エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサンの混合施設（前各号以外。）			
71-5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号以外。）			
71-6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号以外。）			

別表 3 : 騒音発生施設及び選任できる有資格者

特定施設（騒音規制法施行令別表 1）				選任できる有資格者
番号	施設の種類		規模要件	
1	金属加工機械	ホ 機械プレス	呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上	騒音※又は騒音・振動
		ト 鍛造機	落下部分の重量が 1 トン以上のハンマー	

※平成 17 年度までの資格

別表 4 : 振動発生施設及び選任できる有資格者

特定施設（騒音規制法施行令別表 1）				選任できる有資格者
番号	施設の種類		規模要件	
1	金属加工機械	イ 油圧プレス	矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が 2,941 キロニュートン以上	振動※又は騒音・振動
		ロ 機械プレス	呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上	
		ニ 鍛造機	落下部分の重量が 1 トン以上のハンマー	

※平成 17 年度までの資格

別表 5 : 特定粉じん発生施設及び選任できる有資格者

特定施設（大気汚染防止法施行令別表 2-2）				選任できる有資格者
番号	施設の種類	規模要件		
1	解綿用機械	原動機の定格出力が 3.7kW 以上		特定粉じん又は 大気 1～4 種
2	混合機			
3	紡織用機械			
4	切断機	原動機の定格出力が 2.2kW 以上		
5	研磨機			
6	切削用機械			
7	破碎機及び摩砕機			
8	プレス（せん断加工用のものに限る）			
9	穿孔機			

別表 6 : 一般粉じん発生施設及び選任できる有資格者

特定施設（大気汚染防止法施行令別表 2-2）				選任できる有資格者
番号	施設の種類		規模要件	
1	コークス炉		原料処理能力が 50 トン/日以上	一般粉じん、 特定粉じん又は 大気 1～4 種
2	鉱物（コークスを含み、石綿は除く。以下同じ）又は土石の堆積場		面積が 1,000 m ² 以上	
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限る、密閉式のものを除く）		ベルトの幅が 75cm 以上であるか、又はバケットの内容積が 0.03 m ³ 以上	
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限る、湿式のもの及び密閉式のものを除く）		原動機の定格出力が 75kW 以上	
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限る、湿式のもの及び密閉式のものを除く）		原動機の定格出力が 15kW 以上	

別表 7：ダイオキシン類発生施設及び選任できる有資格者

(1) 特定施設（ダイオキシン対策特別措置法施行令別表 1：大気基準適用施設）

番号	施設の種類	選任できる有資格者
1	焼結鉱（鉄鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	ダイオキシン類
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	

(2) 特定施設（ダイオキシン対策特別措置法施行令別表 1：水質基準適用施設）

番号	施設の種類	選任できる有資格者
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	ダイオキシン類
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設	
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設	
11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ [3・2—b : 3'・2'-m] トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。）の製造の用に供する施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設	
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設	